

一般競争入札公告共通事項

1 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格確認申請書および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、知事が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で、次の(1)から(9)までに掲げる条件をすべて満たし、かつ、知事による当該工事に係る入札参加資格の確認（以下「確認」という。）を受けた者とする。

- (1) 審査基準日（事前審査型の場合、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出する時点、事後審査型の場合にあっては、入札書を提出する時点。以下この一般競争入札公告共通事項において同じ。）時点において、福井県の競争入札参加資格について当該入札に必要な資格を有すると決定されている者であること。
- (2) 審査基準日時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者（更生手続開始または再生手続開始の決定後に、福井県が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。）。その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと思われる者でないこと。
- (3) 審査基準日時点において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 審査基準日時点において、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」の規定に基づく指名停止または指名除外の期間中でないこと。
- (5) 審査基準日時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度に加入している者または退職一時金制度を有している者であること（共同企業体にあっては、構成員の全て）。
- (6) 役員（役員として登記または届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力的組織（計画的または常習的に暴力的不法行為を行い、または行うおそれがある組織）、またはその構成員等と密接な交際を有し、または社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと（共同企業体にあっては、構成員の全て）。
- (7) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）または監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）および現場代理人を適切に配置できる者であること。
- (8) 審査基準日時点において、当該入札に参加しようとする他の者（共同企業体にあっては、構成員の全て）との間に、次のいずれかに該当する関係がない者であること（共同企業体にあっては、構成員の全て）。
 - ア 親会社と子会社の関係（個人事業主または会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - イ 親会社（個人事業主または会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者または当該役員に係る会社を含む。）を同じくする子会社同士の関係
 - ウ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - エ 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- (9) 審査基準日時点において、健康保険および厚生年金保険ならびに雇用保険の全てに加入し、かつ、それら全ての保険料が未納でない者（法令の規定により適用を除外されている者を除く。）であること。（共同企業体にあっては、構成員の全て）。

3 資格の確認に関する事項

(1) 申請・確認手続等

<事前審査型>

入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより確認申請書（入札執行者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、別記様式第1号による確認申請書）および入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書および確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出しなかった者または確認を受けることができなかった者は、この入札に参加することができない。

<事後審査型>

入札の結果、この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者（当該者が複数ある場合は、その全ての者。以下「第1順位の落札候補者」という。）は、確認申請書等を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、第1順位の落札候補者のいずれもが確認を受けることができなかった場合は、次に低い価格で入札した者（当該者が複数ある場合はその全ての者）が同様の手続を行い、入札参加資格があることの確認ができるまで、同様の手続を行う。

(2) 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の確認は、申請者に対し、電子入札システムを使用して（紙入札者に対しては、書面により）通知する。

(3) 確認資料の作成

確認資料は、次に掲げるものとする。

- ア 同種同程度の工事を施工した実績（様式第2号）
- イ 配置予定の現場代理人および監理技術者等の資格、経歴、経験等（様式第3号）
- ウ 機械の保有状況およびオペレータの配置（様式第3号の2）
- エ 資本的関係または人的関係に関する申告書（様式第3号の3）
- オ 社会保険の加入状況に関する申告書（様式第3号の4）

(4) 確認申請書等の提出方法等

ア 提出方法

(ア) 確認申請書の提出は、電子入札システムを使用して送信する方法により行うものとする。

(イ) 確認資料の提出は、入札公告に定めるところにより、電子入札システムを使用して送信する方法、郵便もしくは信書便により送付する方法または持参する方法（以下「郵送等」という。）により行うものとする。ただし、確認資料のうち様式第3号の提出は、原則として、申請書と同時に電送により行うものとする。

(ウ) 電送により行われた確認申請書等の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、イの提出場所に到達したものとみなす。

(エ) 申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもののうち、福井県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された代表者の名義で取得したもので、かつ、ICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものであるものとする。

イ 提出場所

入札公告2に記載のある場所とする。

ウ 提出期間

入札公告6の記載のとおりとする。

エ 郵送等により提出する申請書等の提出部数

正本1部および副本1部とする。

(5) 入札参加資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 資格の確認を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。

- イ アの説明を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（福井県の休日
を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）に、説明
を求める旨を記載した書面を、(4)イの提出場所に持参しなければならない。
- ウ イの書面の提出があったときは、イに規定する提出期限の翌日から起算して7日以内（休
日を除く。）に、当該書面を提出した者に対し、書面により回答する。

4 図面等の閲覧・配布

この入札に参加しようとする者は、入札に係る工事の設計書および図面の全部の写し（以下
「図面等」という。）の閲覧をすることができる。

(1) 閲覧場所

3(4)イに規定する場所とする。

(2) 図面等に関する質問

ア 図面等に関する質問がある場合には、入札執行者に対し、ふくe-ねっと電子申請システ
ムによる送信する方法、または、質問事項を記載した書面を3(4)イに規定する場所に提出す
る方法により行うこと。

イ アの質問の方法は、入札執行者に対し、ふくe-ねっと電子申請システムによる送信する
方法、または、質問事項を記載した書面を3(4)イに規定する場所に提出する方法に限るもの
とし、郵送等、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メールを送信する方法等は認め
ない。

ウ 県は、アの質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、ふくe-ねっと
電子申請システムによる送信または書面により回答するとともに、当該質問および回答の内
容を入札情報サービスシステムを利用して閲覧に供するものとする。

5 総合評価落札方式を適用する入札の場合

(1) 評価の方法

《施工体制確認型としない場合》

総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をも
って行うものとし、計算方法は次のとおりとする。

評価点＝標準点（100点）＋技術評価点

評価値＝評価点／入札価格＝（標準点＋技術評価点）／入札価格

《施工体制確認型とする場合》

総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をも
って行うものとし、計算方法は次のとおりとする。

評価点＝標準点（70点）＋施工体制評価点（30点）＋技術評価点（30点）

評価値＝評価点／入札価格

＝（標準点＋施工体制評価点＋技術評価点）／入札価格

(2) 技術資料等の提出

入札に参加を希望する者は、以下の技術資料および技術資料に係る添付・確認資料を提出し
なければならない。

ア 技術資料提出書（様式第4号）

イ 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2）

ウ 技術提案(1)品質に係る提案（様式第5号）

エ 技術提案(2)施工上の課題に係る提案（様式第6号）

オ 技術提案(3)工程に係る提案（様式第7号）

カ 工程表（様式第7号の2）

キ 技術提案(4)安全に係る提案（様式第8号）

ク 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号）

コ 県産品活用計画書（様式第9号の4）

サ 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号）

シ 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第10号の2）

ス 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号）

セ 配置予定技術者のその他の工事経験（様式第11号の2）

(3) 提出期間等

ア 提出期間

・技術資料

事前審査型・・・入札参加資格確認資料の提出期間と同じとし、入札参加資格確認資料と同時に提出すること。

事後審査型・・・5(2)ア、イは入札書の提出期間と同じとし、入札書と同時に提出すること。
その他の技術資料は入札参加資格確認資料の提出期間と同じとし、入札参加資格確認資料と同時に提出すること。

・技術資料に係る添付・確認資料

入札参加資格確認申請書の提出期間と同じとする。

イ 提出場所

入札書の提出場所と同じとする。

ウ 提出方法

技術資料と技術資料に係る添付・確認資料の目録文は電送により提出するものとし、技術資料に係る添付・確認資料そのものは電送、郵送または持参とする。

エ 提出部数

正1部 副1部

(4) 施工体制の確認のための聴取り調査

施工体制確認型とする場合には、総合評価失格基準価格以上で、かつ、予定価格の制限の範囲内で入札した全ての者について、別に定めるところにより、施工体制の確認を行うための聴取り調査を行うものとし、聴取り調査の対象となる者に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

ア 低入札価格調査表（様式第12号）

イ 積算内訳書（様式第13号）

ウ 手持工事の状況（対象工事付近）（様式第14号）

エ 手持工事の状況（対象工事関連）（様式第14号の2）

オ 下請予定業者等一覧表（様式第15号）

カ 手持資材の状況（様式第16号）

キ 資材購入予定先一覧（様式第17号）

ク 手持機械の状況（様式第18号）

ケ 機械リース元一覧（様式第19号）

コ 労務者の確保計画（様式第20号）

サ 工種別労務者配置計画（様式第21号）

シ 建設副産物等の搬出地（様式第22号）

ス 建設副産物等の搬出および資材等の搬入に関する運搬計画書（様式第23号）

セ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式第24号）

ソ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式第24号の2）

タ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式第24号の3）

チ 安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式第25号）

ツ 安全衛生管理体制（点検計画）（様式第25号の2）

テ 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式第25号の3）

ト 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）（様式第25号の4）

ナ 施工体制台帳（様式第26号）

ニ 施工体系図（様式第27号）

(5) 加点評価を行った評価項目の履行の確保

受注者の責に帰すべき事由により、受注者が入札時に提示した下記の性能、機能、技術など加点評価を行った項目（以下「加点項目」という。）が達成されていない場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

技術提案に関する加点項目が不履行の場合は、ア、イ、ウ、エにより、その他の加点項目については、イ、ウ、エによる。

ア 再度の施工または修補

技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的であると県が認めた場合、受注者は、再度の施工または修補を行い、受注者が入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

イ 契約金額の減額または損害賠償請求

①技術提案に関する加点項目について受注者に再度の施工または修補を行わせることが合理的でないと県が認めた場合、または、②技術提案以外の加点項目について不達成が認められ、加点項目が達成されていない場合は以下の方法による。

検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき加算点（確認された当該加点項目の状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について加算点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行った場合に受注者の落札時における評価値を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額、または当初請負額に5%を乗じた額のいずれか大きい金額を、工事目的物の完成引渡前においては契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求等を行うこととし、その場合の算定方法は次のとおりとする。

減額または損害賠償額 = $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$ または
減額または損害賠償額 = $0.05 \times C$ のいずれか大きい値

C：当初の契約金額（円）

α ：当初の加算点

β ：検査等によって確認された技術提案の状況に基づき再計算した加算点

ウ 工事成績評定点の減点

契約金額の減額または損害賠償請求を行った場合には、工事成績評定点についても10点減点する。

エ 指名停止等の措置

加点項目に虚偽の内容がある等、明らかに悪質であると県が認めた場合、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止等の措置を行う。

(6) 失格基準

総合評価落札方式（技術提案型、実績評価型）においては、一定の失格基準を設けることとし、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者のした入札は失格とする。

(ア) 提出した技術資料が最低限の要求要件を満たしていない者

最低限の要求要件を満たしていない者とは、提出された技術資料の内容が課題とかけ離れている者、課題を理解していない者である。

(イ) 総合評価失格基準価格を下回る価格で入札を行った者

総合評価失格基準価格については、総合評価落札方式による工事の請負に係る契約において、相手方となるべき者の申込に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準として、県の定める方法により設定するものとする。

- (ウ) 施工体制確認のための調査書類等を提出しない者（あらかじめ、提出しない旨を申し出た者を除く。）および聴取り調査に応じない者
- (エ) 技術資料および総合評価確認資料を提出しない者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）
- (オ) 自己評価書の技術評価点（合計）の欄に、数値の記載をしなかった者または評価点数の満点を超える数値を記載した者（入札方式を制限付き一般競争入札（事後審査型）とする場合に限る。）

6 入札の方法等

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札額として入力された金額に、当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札額として入力すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格制度を適用する工事にあつては最低制限価格以上の、低入札制価格調査制度を適用する工事にあつては失格基準価格以上の価格の入札がない場合には、1回に限り、再度の入札を行うことがある。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札執行者から工事費内訳書の提出を求められたときは、次に掲げるところにより、工事費内訳書を提出しなければならない。
 - ア 電子入札システムを使用して送信する方法により、入札書と同時に提出すること。ただし、6(2)に規定する再度の入札の場合にあつては、提出することを要しない。
 - イ 次に掲げる要件を満たすものであること。
 - (ア) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (イ) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する費目・工種・施工名称と同一の費目・工種・施工名称を明らかにした内訳により見積もったものであること。
 - (ウ) 内訳明細表および代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。
- (2) 工事費内訳書は、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録された後においては、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、福井県財務規則第151条第1項第8号に規定する金額その他要点を確認することができない入札に該当するものとして、当該入札参加者の入札を無効とするほか、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」の規定に基づく指名停止措置等が行われる場合がある。
 - ア (1)アに規定する日時および方法により、工事費内訳書の提出を行っていないとき。
 - イ 入札執行者が、提出された工事費内訳書について、次に掲げる要件を満たしていると確認できないとき
 - (ア) (1)イに掲げる要件を満たすものであること。
 - (イ) 違算および不適切な事項の記載がないこと。
 - (ウ) その他入札執行者が必要と認める事項

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札参加者は、見積金額（消費税および地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を、福井県財務規則に定めるところにより納付すること。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の納付を免除する。
 - ア 入札参加者が損害保険会社との間に福井県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。
 - イ 入札参加者が知事の行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者であつて、次のいずれにも該当しないとき。
 - (ア) 福井県発注の建設工事等の入札に関し、過去2年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者であること。

- (イ) 福井県発注の建設工事等の契約に関し、過去2年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者であること。
 - (ウ) 設計額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）が5億円以上の福井県発注の建設工事等の入札に関し、履行保証の予約的機能を有する証書を提出しない者であること。
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、契約を締結しないおそれまたは契約を履行しないおそれがある特段の事情があると認められる者であること。
- (2) 入札保証金の免除に当たっては、特段の手続きを要しないが、(1)イの(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者が入札保証金を納付しなかった場合は、その者のした入札は無効とする。

9 入札の無効等に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 財務規則第151条第1号から第8号までのいずれかに該当する入札
- (2) 入札参加資格がある旨の確認通知を受けていない者が行った入札
- (3) 確認申請書等に虚偽の記載をして入札参加資格の確認を受けた者が行った入札
- (4) 入札参加資格がある旨の確認を受けてから開札の時までに2の(1)から(9)までに掲げる入札参加資格のいずれかを欠くに至った者が行った入札
- (5) 工事入札心得、電子入札運用基準その他あらかじめ公告等において示した条件に違反している者が行った入札
- (6) 設計図書等の閲覧をしなかった者または入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
- (7) 7の(1)に規定する工事費内訳書の提出を行わなかった者または提出された工事費内訳書が7の(3)イに掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札
- (8) その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

10 契約書作成の要否 要

10.1 契約保証金に関する事項

福井県財務規則第171条から第174条までに規定するところにより、契約金額（消費税および地方消費税に相当する額を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

10.2 契約条件

- (1) この入札に係る工事の契約条件は、別に提示する契約書案および福井県工事請負契約約款（平成8年福井県告示第436号）に定めるところによる。
- (2) この入札が総合評価落札方式による場合には、加点評価を行った評価項目に係る内容の履行を担保するため、当該加点評価を行った評価項目の内容を、別記1により契約書に特記事項として記載する。
- (3) この入札が低入札調査価格制度の適用がある場合で、この入札に係る工事の請負金額が調査基準価格に満たないときは、低入札工事における監督強化の試行実施要領の適用がある。

10.3 配置予定技術者の確認に関する事項

- (1) 落札者決定後、契約締結前に3(3)イの資料に記載のある配置予定技術者について、専任制等の確認を行う。
- (2) (1)の確認の結果、この入札に係る工事の現場に技術者を適正に配置できないと認められるときは、契約を締結しないことがあるほか、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定に基づく指名停止措置等を受ける場合がある。この場合において、県は、契約を締結しないことについて、一切の損害賠償の責を負わない。

1.4 入札参加資格における会社の施工実績について

- (1) 個別に公告で企業の同種工事の施工実績を求める場合は、以下の条件を満たすこと。
- i 過去15年間(※)に完成・引渡し完了した工事であること。
 - ii 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。

※ 過去15年間の定義は、今回発注する工事の入札公告日の属する年度から遡って、15年前の年度の4月1日から今回公告する案件の審査基準日までとする。15入札参加資格における配置予定技術者の資格についてでも同様。

1.5 入札参加資格における配置予定技術者の資格について

- (1) 申請について
- ・配置予定の監理技術者等(以下、配置予定技術者という。)について、3(3)の確認資料により申請すること。
 - なお、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。
 - この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時に確定すること。
- (2) 雇用関係について
- ・審査基準日時点で、自社と3ヶ月以上の継続的な雇用関係を有すること。
 - 雇用期間の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。
- (3) 同種工事等の経験
- ・個別に公告で配置予定技術者の同種工事の経験を求める場合は、以下の条件を満たすこと。
 - i 過去15年間に完成・引渡し完了していること。
 - ii 同種工事の経験として主体的に関与していること。
 - iii 監理技術者等、現場常駐の担当技術者(注1)、または現場代理人としての経験であること。(ただし、現場代理人としての経験の場合は、その経験時に、今回の公告で配置予定技術者に求めている資格(ex. 1級土木施工管理技士等)を有していたことを要する。)
 - iv 福井県、国、その他公共発注機関、民間が発注した工事であること。
 - v 原則として、工期途中で交代した経験でないこと。

なお、内容を証明する資料として、CORINS工事カルテ、施工図、契約書等の写しを提出すること。(必要最低限で可)

(注1) 現場常駐の担当技術者としての経験について

現場常駐の担当技術者としての経験は、以下の条件を満たす場合のみ認める。

- ① 今回発注する工事における入札公告日が属する年度の4月1日時点の年齢が40歳未満であること。
 - ② 平成23年7月15日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関(発注事務所)で発行を開始する「担当技術者従事経験証明書」を提出すること。
 - ③ 表-1の条件を満たしていること。
- (表-1)

	経験した工事の業種	経験した工事での立場	経験した工事着手時の保有資格	経験した工事の契約金額(※7)	CORINS登録	福井県による担当技術者の従事経験証明書(※6)
右の条件を満たす工事を3件以上経験(※2)しており、かつそのうち1件以上は今回発注工事と同種工事(※3)であること	今回発注工事と同一業種(※1)の工事	現場常駐の担当技術者(※4)	1級国家資格(※5)	2,500万円以上(建築一式工事は5,000万円以上)	必須	必須

- (※1) ここでいう同一業種の「業種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「鋼構造物工事」などの建設工事の種類とする。
- (※2) 「同一業種」の工事経験（3件以上）の中には、保有資格および契約金額が上表と同一の条件を満たす、現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかとしての過去15年間の工事の経験を含めてもよい。
- (※3) 「同種工事」とは、今回発注される工事と同種の工事のことをいう。
 (例：(今回)トンネル → (過去)トンネル、(今回)鋼橋上部工 → (過去)鋼橋上部工)
- (※4) 一の工事において、(※6)の福井県による担当技術者の従事経験証明書を取得するために現場常駐の担当技術者を配置する場合は、次の(ア)～(オ)の条件を満たしていることを必須とする。
 なお、「担当技術者従事経験証明書」の取得の対象となる現場常駐の担当技術者の配置は、1工事につき1名のみし、現場常駐の担当技術者はその工事の現場代理人を兼ねていてもよい。
- (ア) 当該工事に配置される専任の主任技術者もしくは監理技術者の指導の下で、当該工事における主任技術者相当の職務内容の習得を目的として当該工事現場に常駐する者であること。
- (イ) 当該工事の着手時点においてすでに3か月以上の期間、当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。
- (ウ) 当該工事の元請け企業（共同企業体にあつては代表者に限る）が福井県内に主たる営業所を有する企業であること。
- (エ) 当該工事における担当技術者のCORINS登録を行うこと。（「登録内容確認書」の提出がない場合は、原則、担当技術者従事経験証明書を発行しない。）
- (オ) 当該工事で提出する「現場代理人等通知書」に「現場常駐の担当技術者」の氏名を記載し、健康保険証の写しおよび1級国家資格者証の写しと共に提出すること。
- (※5) 1級国家資格は(表-2)に示すものとし、過去に経験した工事の着手前に取得していなければならない。
- (表-2)

業種（建設工事の種類）	資格
土木一式工事	1級土木施工管理技士
建築一式工事	1級建築士または 1級建築施工管理技士
法面処理工事	1級土木施工管理技士
電気工事	1級電気工事施工管理技士
管工事	1級管工事施工管理技士
鋼構造物工事	1級土木施工管理技士
ほ装工事	1級土木施工管理技士
機械器具設置工事	不要
電気通信工事	不要
造園工事	1級造園施工管理技士

- (※6) 担当技術者としての経験の場合のみ必要。「担当技術者従事経験証明書」は平成 23 年 7 月 15 日以降に入札公告された福井県発注の工事の完成後から、当該工事の発注機関(発注事務所)で発行を開始する。担当技術者従事経験証明書の発行を希望する場合は、(※4)の条件を満たした上で、原則、当該工事の完成通知書と共に「担当技術者従事経験証明申請書」を発注機関(発注事務所)に提出すること。(完成通知の日から 30 日以内に申請のあったものについて証明書を発行する。)
- (※7) 当初契約額が 2,500 万円(建築一式の場合は 5,000 万円)以上であった工事に変更契約により 2,500 万円(建築一式の場合は 5,000 万円)未満となった場合は、当該工事の主任(監理)技術者が工事完成の日まで引き続き専任を続けた場合に限り、当該工事における担当技術者の従事経験証明書を発行できる。

- (4) 監理技術者等は、請負金額が 2,500 万円(建築一式の場合は、5,000 万円)以上の、公共性のある工作物に関する工事について、工事の現場ごとに専任の者でなければならない。(建設業法第 26 条第 3 項)

専任の監理技術者等は、その工事に専ら従事することが求められるため、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは原則兼任できない。

例外的に監理技術者制度運用マニュアルについて(平成 16 年 3 月 1 日 国総建第 315 号)により、専任の監理技術者等の兼務が認められている場合は、他工事の監理技術者等との兼務が可能である。

確認資料により申請された配置予定技術者が、県が発注しようとする工事について適正に配置できるかを審査し、配置できないと認定する場合は、入札参加資格無しとする。

なお、審査基準日において他の工事の現場代理人や監理技術者等と重複しているなど、審査基準日においては当工事と兼務不可能な者をもって申請する場合には、誓約書、ならびに当工事の契約工期の開始日までに重複関係が解消できることを証明する書類を提出すること。(当工事の契約工期の開始日までに、重複する工事が確実に完成することが確認できる書類等)

1.6 現場代理人について

(1) 申請について

- ・配置予定の現場代理人について、3(3)の確認資料により申請すること。

現場代理人は、確認資料の提出時点では、複数での申請が可能である。

この場合、契約締結後に提出する現場代理人等通知書の提出時までには確定すること。

(2) 雇用関係について

- ・審査基準日時点で、自社と雇用関係を有すること。

雇用の確認については、健康保険証等で確認するので、申請者は確認資料とともに提出すること。

(3) 現場代理人は工事現場に原則として常駐する必要がある。

(福井県工事請負契約約款第 10 条)

常駐とは、当該工事のみを担当し、かつ作業期間中常に工事現場に滞在していることである。

そのため、現場代理人は、原則、経營業務管理責任者(建設業法第 7 条第 1 号)、営業所の専任技術者(建設業法第 7 条第 2 号)、他の工事の監理技術者等、他の工事の現場代理人、および他の工事の労働者等とは兼務できない。

ただし、福井県が別に定める「現場代理人の兼務について」(平成 25 年 3 月 26 日 土管第 240 号通知)に該当する場合は、他の工事の現場代理人との兼務を認めることができる。

17 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事における配置予定技術者および現場代理人について

- ・橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事においては、工場製作期間と現場施工期間について、それぞれ別の者で申請できる。

この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1級土木施工管理技士等）は、工場製作期間、現場施工期間、それぞれの期間の配置予定技術者が有していること。

ただし、個別に公告で求める施工経験に関しては、工場製作期間の配置予定技術者は工場製作の経験を有し、現場施工期間の配置予定技術者は現場施工の経験をそれぞれ有していればよい。

18 経常JVで入札参加する場合

(1) 会社の施工実績について

- ・個別に公告で会社の施工実績を求める場合は、経常JVの構成員のうちいずれかが満たすこと。

(2) 配置予定技術者について

- ・経常JVの場合、各構成員が主任技術者を配置すること。

（下請金額が3000万円を超える予定の場合は、代表者は監理技術者とすること。）

この場合、個別に公告で求める資格（ex. 1級土木施工管理技士等）、施工経験は、経常JVの構成員のうちいずれかの配置予定技術者が満たすこと。

ただし、個別に公告で配置予定技術者に資格（ex. 1級土木施工管理技士等）と同種工事の施工経験を同時に求める場合は、一人の配置予定技術者が資格と同種工事の施工経験の条件を満たしていなければならない。

(3) その他の技術者

- ・個別に公告で、その他の技術者を問う場合は、経常JVの構成員のうちいずれかと審査基準日時点において、雇用関係にあるものを配置すること。

(4) 現場代理人について

- ・審査基準日において、経常JVの代表者と雇用関係にあるものを配置すること。

19 議会の議決

- (1) この入札に係る工事の契約が議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第2条に規定する契約に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとし、議会の議決を経たときに、当該契約を本契約とみなす。

- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者（共同企業体にあつては、その構成員のいずれか）が入札参加資格を取り消されもしくは停止されている場合または福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領の規定による指名停止もしくは指名除外の措置を受けた場合においては、県は仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、仮契約の解除について一切の損害賠償の責を負わない。

20 その他

この一般競争入札公告共通事項と、個別の入札公告と相違がある場合は、個別の入札公告を優先する。

《用語解説》

「主たる営業所」

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所

「監理技術者等」

建設業法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者

「評価項目等」

工事における総合評価に関する評価項目、評価内容、評価基準および評価点数